

港区みなと子育て応援プラザ事業運営事業者候補者選考に関する質問回答書

No	質問事項	資料名	該当ページ	内容	回答
1	各事業の利用実績について	公募要項	1	本事業および関連事業(ショートステイ/トワイライトステイ)について実際の利用実績を年次・月次の粒度でご教示ください。併せて定員に対する利用率もご教示ください。	別紙1「みなと子育て応援プラザ事業実績一覧」をご参照ください。なお、子育てひろば事業及び一時預かり事業の定員については、事業者からの提案を求めます。現事業者においては同時利用定員を設定しており(子育てひろば事業:25組50名、一時預かり20名)、利用者の入退館や利用開始・終了が随時発生することから、定員に対する利用率ではなく、実態をより適切に示す指標として延べ利用者数をお示しします。また、地域の交流拠点としての事業や自主事業については、内容ごとに実施形態や参加規模が異なることから、利用人数はお示ししません。
2	雇用する職種および職員数について	公募要項	1	現在、各事業において雇用している職種および職員の数をお示しください。	別紙2「みなと子育て応援プラザ事業職員配置状況について」をご参照ください。現在、保育士、看護職員、子育て支援員、栄養士・調理員、事務職員等を配置し事業を実施しておりますが、一律の職種別配置基準は定めておりません。今後の事業運営及び支援体制の充実を図るため、現在の配置状況も参考のうえ各事業における適切な職員配置や必要な職種について、事業者のお考えをご提案いただきますようお願いいたします。
3	職員の兼務について	公募要項	1	本事業と関連事業の間で職員の兼務(例:一時預かり職員をトワイライトステイにも配置)は可能でしょうか。	本事業と関連事業の間での職員の兼務は可能です。
4	自主事業について	公募要項	1	現事業者様はどのような自主事業を実施されているのでしょうか。	これまで、コミュニティカフェの運営、お祭りや育児講座等のイベント開催、地域住民同士の交流促進を目的とした集いの場づくりなどが行われています。
5	関連事業の仕様について	仕様書	4	別紙1の仕様書内で「送迎」とありますが、送迎は送迎車両を用いた形式か、公共交通機関等を利用して職員が同伴する形式かのどちらでしょうか。	利用者の送迎が必要な場合には、タクシーや公共交通機関を利用し、職員が同伴する形での対応を想定しています。
6	システム導入について			ご利用予約や勤怠管理等において事業者が現在利用しているシステムの導入は可能でしょうか。	利用予約や勤怠管理等に係るシステムについては、事業者において選定したシステムを導入していただくことを想定しています。
7	事業者の概要資料について	公募要項	9	「現在運営している施設又は事業に関する資料」についてはパンフレット可とありますが、現在運営している事業について多岐に及び、詳細まで書かれていない(例えば敷地面積や、床面積など)場合もパンフレットで代用できるという認識で良いでしょうか。	「現在運営している施設又は事業に関する資料」については、パンフレットによる提出も可能です。パンフレットに敷地面積や床面積等の詳細な情報が記載されていない場合であっても、施設の運営形態、事業内容、規模、特色等が確認できる内容であれば提出資料として取り扱います。
8	事業実施期間について	公募要項	2	本事業の実施期間に関する運用について、一般的な保育施設の運営は10年を実施期間とすることが多いと考えますが、今回、事業期間を5年間とする設定について趣旨や考え方をお教えください。	本事業の建物が存する土地については東京都から賃借しており、現在の賃貸借期間は令和14年3月31日までとなっています。現時点では、それ以降の事業実施が担保されていないことから、本事業の実施期間は5年間としています。
9	実績報告について	公募要項	5	実績報告を四半期ごとの提出とすることの趣旨や考え方をお教えください。	公募要項に記載している事業の収支状況に係る四半期ごとの報告については誤りです。収支状況を含む実績報告書については、各年度終了後30日以内に区長へ提出してください。なお、公募要項の記載については修正いたします。
10	建物について	公募要項	1	現在の建物は築年数が53年のようですが、施設の建て替えや大規模な改修の計画はありますでしょうか。	現時点において、施設の建て替えや大規模改修に関する具体的な計画はありません。また、土地所有者である東京都からも、建て替えや大規模改修を予定している旨の情報は受けていません。

港区みなと子育て応援プラザ事業運営事業者候補者選考に関する質問回答書

No	質問事項	資料名	該当ページ	内容	回答
11	食事について			給食事業のみを再委託することは可能でしょうか。または保護者に弁当の持参をお願いしたり、配食事業者に委託することは可能でしょうか。	給食の提供は、児童の健康な育ちを支える基幹的な業務であり、栄養管理や衛生管理、安全な養育環境の確保とも密接に関わるものと考えています。そのため、給食については事業者において責任を持って実施していただくことを想定しています。具体的な実施方法については、事業者からの提案を求めます。
12	トワイライトステイ事業の運営日について	仕様書	4・5	8月21日の説明会で、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業は365日稼働とうかがいましたが、現行事業者のホームページを確認したところ、トワイライトステイ事業は年末年始休みとなっておりました。今回はショートステイ事業、トワイライトステイ事業ともに年中無休（365日稼働）との理解でよろしいでしょうか。	ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業は、家庭における養育が一時的に困難となった児童や保護者を支えるセーフティネットとして重要な役割を担う事業です。このため、利用ニーズに切れ目なく対応できるよう、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業については、いずれも365日実施していただくことを想定しています。
13	送迎について	公募要項	4	仕様書に「送迎については、可能な限り実施する」とありますが、可能な限りとはどのようなものを想定しているのでしょうか。	「可能な限り実施する」とは、利用者の利便性向上及び保護者の要望に応じることができるよう、当日の職員配置や利用児童の状況等を踏まえ、児童の安全確保及び事業運営に支障のない限りにおいて送迎に対応することを想定しています。送迎の実施に当たっては、児童の安全確保を最優先にご対応いただくようお願いいたします。
14	ショートステイ事業における対象児童のプライバシー確保および「こどもの最善の利益」に基づく安全な宿泊環境について	仕様書	6	本事業のショートステイにおいて、対象年齢が「0.10歳から15歳」と極めて幅広く、かつ「男女が同時に宿泊する」環境でありながら「個室がない（ワンフロア、あるいは簡易な仕切りのみ）」という物理的制約があります。このような環境において、こどもの「プライベートゾーンの保護（性被害やトラブルの未然防止）」や「心理的・情緒的なプライバシーの確保」といった「こどもの最善の利益」を担保するために、区としてどのような運営方法や安全管理の基準を想定・求めているか教えてください。	ショートステイ事業の実施に当たっては、児童の権利擁護及び児童の最善の利益の確保を最優先とし、プライバシーの保護、性被害の防止、安全かつ安心な養育環境の確保が重要であると認識しています。そのため、年齢や利用児童の状況に応じた適切な環境整備や見守り体制の構築が必要であると考えています。具体的な実施方法については、現在のショートステイ事業の実施場所や運営方法にとらわれることなく、本事業との実施場所の調整や空間の使い分け等も含め、児童の安全性及びプライバシーの確保につながる提案を求めます。
15	一時預かり、トワイライトステイ、ショートステイにおける障害児（発達障害等）受入に伴う加配職員配置費用の補助・申請について			近年、一時預かり、トワイライトステイ、ショートステイにおいて、発達障害等により特別な配慮や個別対応を必要とする児童の利用ニーズが著しく高まっています。これらの事業において、安全かつ適切な保育・養育環境を確保するために加配職員（保育士や指導員等）を配置する場合、区に対して加配に係る人件費の補助金や委託料への上乗せ措置（加算措置）を申請することは可能でしょうか。可能である場合、その申請要件や手続きの流れについて教えてください。	発達障害等により特別な配慮や個別対応を必要とする児童への対応は重要であると認識しています。そのため、加配職員の配置を含む実施体制については、事業者からの提案を可能とします。提案に当たっては、当該児童への支援の充実を図るとともに、既存サービスの縮小や利用者全体の利便性の低下を招くことのないよう、事業全体の運営体制も含めてご提案ください。なお、経費の取扱いについては、提案内容を踏まえ個別に協議します。

港区みなと子育て応援プラザ事業運営事業者候補者選考に関する質問回答書

No	質問事項	資料名	該当ページ	内容	回答
16	一時預かりおよび短期支援事業（トワイライトステイ・ショートステイ）従事職員に対するキャリアアップ研修等に伴う処遇改善制度（給与アップ等）の適用について			認可保育所等においては、国の「処遇改善等加算II」等に基づき、「保育士等キャリアアップ研修」の受講実績に応じたキャリアパスと給与改善（月額最大4万円等の処遇改善）の仕組みが整備されています。一方で、本事業の「一時保育（子育て新拠点事業）」および「トワイライト・ショートステイ（短期支援事業）」に従事する職員に対して、同様のキャリアアップ研修の受講に伴う給与上乘せ（処遇改善加算等）の仕組みを適用することは可能でしょうか。本事業における職員の採用・定着およびモチベーション向上の観点から、区としてこれらの一時預かり・短期支援事業に対して用意されている処遇改善（人件費補助や委託料への加算措置など）の枠組みや、事業者の独自提案が許容される範囲について教えてください。	職員の採用・定着や資質向上は、事業の安定的な運営に当たり重要であると認識しています。本事業においては、認可保育所等における処遇改善等加算と同様の制度をあらかじめ設けているものではありません。一方で、職員の処遇改善やキャリアアップ研修の受講支援、人材確保・定着に向けた取組については、事業者から提案いただくことが可能です。提案に当たっては、経費の内訳を明示するとともに、それらの取組を通じて職員の専門性向上や人材確保・定着、利用者サービスの向上にどのようなつながっていくのかについても併せてご提案ください。なお、これらの取組に要する経費については、本事業の運営に必要な範囲において人件費を含めて提案することが可能ですが、限られた財源の中で、より高い効果が期待できる取組となるようご提案ください。
17	施設運営における現況のDX化状況について			本事業（一時預かり・トワイライトステイ・ショートステイ）および類似の区内施設において、現在、日々の連絡、記録作成、保護者への情報共有、あるいは区との報告・申請業務等に関して、どの程度ICT化・DX化が進められているのでしょうか。また、今後さらに推進することが想定されている取り組みや、共通の基幹システム等の運用状況があれば教えてください。	本事業においては、現在、区が指定する共通の基幹システム等はありません。また、ICT化・DX化の取組状況は事業ごとに異なります。一方で、利用者の利便性向上やサービスの利用しやすさにつながるICT・DXの活用は重要であると認識しています。予約管理、利用者との連絡、情報提供等において、利用者の負担軽減やサービスへのアクセス向上につながる仕組みについて、事業者の創意工夫による提案を求めます。なお、システムの導入に当たっては、個人情報保護や情報セキュリティに十分配慮してください。
18	AI等先進技術導入に関する規定・手続きについて			保育・養育業務の効率化や質の向上を目的として、AI技術（音声入力記録支援、職員向けのアシスタントツール等）を導入検討する場合、セキュリティ基準や区の個人情報保護条例との兼ね合いにおいて、どのような申請手続きや承認プロセス（ガイドライン）が必要となるのでしょうか。	保育・養育業務におけるICTやAI技術の活用については、利用者サービスの向上や業務の効率化、支援の質の向上に資する取組の一つであると認識しています。一方で、導入に当たっては、個人情報の保護、情報セキュリティの確保その他関係法令等の遵守が前提となります。現時点において、本事業におけるAI技術の活用に係る統一的な申請手続や承認プロセスは定めていませんが、導入を検討する場合は、利用目的や運用方法、取り扱う情報の内容、個人情報保護及び情報セキュリティ確保の方策等を確認した上で、必要に応じて協議することを想定しています。利用者の利便性向上や職員負担の軽減につながる活用方法について、事業者の創意工夫による提案を求めます。
19	港区宿舍借り上げについて			本事業に従事する職員は「区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金」の対象となりますでしょうか。	本事業に従事する職員は、現時点において「区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金」の対象としていません。なお、補助制度の取扱いについては、今後の制度運用等により変更となる可能性があります。